

PPP/PFI投資促進タスクフォース全体会合  
第4回議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

## PPP/PFI投資促進タスクフォース全体会合（第4回）

日 時：令和8年4月16日(木)11:00～11:48

場 所：中央合同庁舎第8号館1階講堂

出席者：

【議長】

内閣総理大臣補佐官（連立合意政策推進担当） 遠藤敬

【共同議長】

内閣総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資本整備並びに科学技術イノベーション政策その他特命事項担当） 宇野善昌

【議長補佐】

内閣府民間資金等活用事業推進室長 鈴木貴典

【構成員】

内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付） 吉中孝

内閣官房国土強靱化推進室参事官 村山直康

内閣官房内閣参事官（日本成長戦略本部事務局） 江原千晶

内閣官房内閣参事官（地域未来戦略本部事務局） 柳瀬孝幸  
（内閣官房地域未来戦略本部事務局参事官補佐 渡延悠里）

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（社会基盤担当）小松雅人

内閣府民間資金等活用事業推進室参事官 峰村浩司

警察庁長官官房会計課長 森下元雄

金融庁総合政策局総合政策課長 今野治

総務省地域力創造グループ地域振興室長 近藤寿喜  
（総務省地域力創造グループ地域振興室地域支援専門官 細田尚作）

法務省大臣官房秘書課長 関善貴

外務省大臣官房在外公館課長 豊田尚吾  
（外務省大臣官房在外公館課営繕室主査 小田原正憲）

財務省理財局国有財産企画課長 寺崎寛之  
（財務省理財局国有財産調整課長 川路智）

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長 瀬戸信太郎

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部計画課長 廣田貢

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長 藤岡謙一  
（文部科学省総合教育政策局地域学習推進課課長補佐 齊藤陽介）

文部科学省スポーツ庁参事官（地域振興担当） 廣田美香

文部科学省スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当） 吉屋拓之

文部科学省文化庁企画調整課長 桐生崇  
（文部科学省文化庁参事官（芸術文化担当） 小野賢志）

厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付参事官 梶野友樹  
（政策統括官（総合政策担当）付政策統括室政策第一班班長 水島武大）

農林水産省農村振興局整備部地域整備課長 山本 恵太

経済産業省経済産業政策局地域産業基盤整備課長 猪又真介  
（経済産業省経済産業政策局地域産業基盤整備課工業用水道計画官 江口正剛）

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課長 添田隆秀  
(経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課電力供給室長  
佐久秀弥)

国土交通省総合政策局社会資本整備政策課長 西山茂樹  
(国土交通省総合政策局社会資本整備政策課企画専門官 島村泰彰)

国土交通省都市局公園緑地・景観課長 片山壮二

国土交通省水管理・国土保全局上下水道企画課長 岩川勝

国土交通省道路局企画課長 松本健

国土交通省住宅局住宅総合整備課長 勝又賢人

国土交通省港湾局産業港湾課長 早川哲也

国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課長 勘場庸資

国土交通省観光庁参事官(MICE担当) 西森雅樹

環境省大臣官房会計課長 波戸本 尚  
(環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長 杉本留三)

防衛省整備計画局施設計画課長 保坂益貴  
(防衛省整備計画局施設計画課施設政策室施設政策班長 甲斐洋平)

※ ( ) 内は代理出席者

#### 【関係府省】

総務省自治財政局準公営企業室長 徳大寺祥宏

厚生労働省医政局医療経営支援課長 樋山一郎

厚生労働省健康・生活衛生局 生活衛生課長 宮腰奏子

#### 議 題：

##### (1) 関係省庁からの報告

- ・厚生労働省
- ・文部科学省
- ・総務省

##### (2) PPP/PFI 推進アクションプランの改定案について

##### (3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する 事業の実施に関する基本方針の改正案の主な内容について

##### (4) 質疑応答

○鈴木議長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第4回「PPP/PFI投資促進タスクフォース」を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日の司会進行を務めさせていただきます内閣府民間資金等活用事業推進室長の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、構成員に加えまして、病院施設を所管する部局をはじめ、PPP/PFI推進アクションプランの重点分野に追加を検討中の分野に関係する部局にも御参加をいただいております。また、本日も財務省主計局の中山次長にオブザーバーとして御参加をいただいております。

それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、前回の第3回タスクフォースで共同議長から御指示をいただきましたとおり、また、第2回タスクフォースにおきまして有識者からいただいた御示唆も踏まえまして、厚生労働省、文部科学省、総務省の3省から、病院施設における老朽化の状況と民間活用の今後の方向性などにつきまして御説明をいただきたいと存じます。

それでは、説明は先ほど申し上げた順番でそれぞれ3分程度でお願いしたいと思います。

まずは厚生労働省からお願いをいたします。

○厚生労働省医政局医療経営支援課長 厚生労働省でございます。それでは、厚生労働省の資料に基づきまして、所管法人におけるPPP/PFI活用に向けた検討状況について御説明します。

現状となりますけれども、独立行政法人国立病院機構140病院をはじめ、各法人の状況となっております。病棟は築40年未満、40年以上という形、それから、外来棟は40年未満、40年以上という形で示させていただいております。

続きまして、3ページにありますけれども、全部で235病院という形になっておりまして、総数で、病棟については築40年未満が182、築40年以上が53、外来棟につきましては40年未満が139、築40年以上が96となっております。

続きまして、病院整備に係る予算・整備費・調査費・支援施策についてでございます。地域医療介護総合確保基金というものがございまして、こちらにつきましては消費税の財源を使いまして、基金という形で都道府県において地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設、または設備の整備に関する事業につきまして、補助できるよう基金をつくっていただいております。

続きまして6ページ、医療施設等施設整備費補助金の概要といたしまして、こちらは離島を含むへき地に所在する医療施設や臨床研修病院等の施設整備を支援するものとして補助金を予算化しております。

続きまして7ページ、こちらは医療提供体制施設整備交付金の概要となっております、救急医療施設、それから、周産期医療施設等の施設整備を支援する形となっております。

続きまして、病院分野における官民連携の可能性についてでございます。9ページは実

績という形になっております。独立行政法人国立病院機構におきまして、平成16年度ですけれども、職員宿舎等整備事業にBT0方式で実施したということであります。それから、九州がんセンター宿舎整備は令和元年度に実施しております。

最後に10ページ、こちらにつきましては病院における官民連携の可能性ということで、こちらは宿舎整備事業、病院駐車場整備事業、太陽光発電設備事業となりまして、今後、官民連携の取組を推進するためにも引き続き職員宿舎整備にPPPの活用を検討するとともに、病院駐車場や太陽光発電設備等の整備においてもPPP/PFIの活用を視野に検討を進めていくこととしております。

説明につきましては以上です。

○鈴木議長補佐 ありがとうございます。

続きまして、文部科学省様、お願いいたします。

○文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部計画課長 文部科学省でございます。私のほうからは国立大学の附属病院の整備状況等について御説明をさしあげたいと思います。

文科省の資料の1ページ目、大学病院ですが、歯学部、あるいは医学部の教育研究に必要な施設として設置する病院でございます。診療機能にとどまらず医療人材の育成、高度な医療技術の開発研究の実践等の役割を担っております。現在、国立大学81法人のうち41法人において附属病院が設置されている状況でございます。

1980年代頃から始まった病院の再開発事業につきましては、現在、全ての附属病院において整備を完了、あるいは着手している状況でございます。一方で、既に再開発が終了した大学病院においても再々開発整備に着手しているとか、あるいはそれぞれの大学の機能を強化するための施設整備、老朽改善整備などが実施されている状況でございます。現状におきまして、築40年以上で改修が必要な施設は全体の9.3%に当たる状況です。

附属病院施設の整備に対する財政支援につきましては、下ほどにございますけれども、附属病院は診療収入が得られることから施設整備費の9割を財政融資資金からの借入金といたしまして、残り1割部分につきましては国の施設整備補助金を措置してございます。8年度予算においては、財政融資資金からの借入金を含めて140億円の予算が附属病院整備に投じられている状況です。なお、補助金はこのうち15億円となります。病院施設の整備後、各大学は借入金というものを15年、あるいは30年間にわたって償還していくということになります。

2枚目でございますけれども、官民連携の可能性につきまして申し上げさせていただきます。先ほど申し上げたように附属病院に特有の教育研究機能の確保、あるいは高度医療の提供等の役割、財政資金の償還等の資金面の特性を踏まえながら事業スキームを検討していくことが重要でございます。

国立大学附属病院におけるPPP/PFI手法の導入につきましては、施設の維持管理、エネルギー供給、あるいは食堂やカフェなどの付帯施設の運営など、非コア業務において民間活力の活用によって効率化をしていく可能性があると考えております。

中ほどに、事例といたしまして熊本大学病院のPPPの事例を掲載しております。民間事業者が大学から土地を借りまして、レストランやパン屋、コンビニ、バスの待合スペースなど、アメニティ施設を建設・運営していくというスキームでございます。事業者はテナント賃料を得て建設・管理運営費に充てるという仕組みでございます。病院を訪れる客の利用も芳しく、病院側の自分たちが借り入れをして整備をしなくてもよいという点でも好事例と言えると思います。

今後の対応案といたしまして、文部科学省としては附属病院におけるPPP/PFIの手法を導入している先行事例などを調査分析し、これから再開発整備等を実施する予定の大学に対して事業スキームの選択肢を示すことによって可能性を高めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○鈴木議長補佐 ありがとうございます。

最後に総務省様、お願いいたします

○総務省自治財政局準公営企業室長 総務省でございます。お手元の資料を御覧いただければと思います。

1枚目、総務省は公立病院ということでございまして、自治体立の病院でございます。老朽化の状況でございますけれども、40年未満、40年以上で分けますと、40年未満が8割、40年以上が2割弱というような状況になっているところでございます。

その右側、参考1というところでございまして、公立病院のほうは、最近、地域の状況が非常に厳しいということもございまして、一貫して減少しているような傾向にあるところでございます。

また、その下でございますけれども、小さい自治体が抱えているところがございまして、人口10万人未満の団体に所在する公立病院が約7割という状況です。また、施設整備に対する地方財政措置につきましてはその下でございます。病院でありますとか診療所、その他医療施設の建設改良費に対する経費に対しまして病院事業債を充てることができることになっております。交付税措置につきましては原則25%となっているところでございます。

2枚目、公立病院における官民連携ということでございまして、こちらは厚労省さん、それから、文科省さんから御説明あったものと同じものでございますけれども、直近ですと、1つ目といたしまして、2022年に兵庫県立はりま姫路総合医療センターで駐車場整備事業に使われている事例がございまして。また、その下でございますけれども、横浜市立病院ということで、こちらのほうではエネルギー棟整備事業ということで、効率的なエネルギーを使うという観点から官民連携が図られているところでございます。

説明のほうは以上でございます。

○鈴木議長補佐 ありがとうございます。

続きまして、PPP/PFI推進アクションプランの今回の改定案につきまして、関係各府省より御説明をいただきます。

初めに、アクションプラン全体や内閣府の担当部分につきまして、内閣府民間資金等活用事業推進室より御説明をお願いいたします。

○内閣府民間資金等活用事業推進室参事官 内閣府の峰村でございます。アクションプランの改定案につきましては、資料4-2が現時点の素案になります。昨年のアクションプランから変更する方向で、検討中の数字に係る部分や重点分野における国公立病院の取扱いなど、未定や調整中の部分がございます。また、昨年版からの主な変更点につきましては下線を付してございます。

私からは、今回の改定の全体像と内閣府担当の主な変更点につきまして、資料4-1を用いて御説明いたします。

まず1ページ、最初の○のところにありますように、社会的課題の解決と強い経済の実現に向けて、公共部門における官民連携投資や危機管理投資の促進を担うPPP/PFIをさらに積極的に推進していくことを必要としています。これは本文の1ページにも記載しています。昨年までは新資本主義の柱であるとの位置付けだったものを現政権の方針に沿って大きく修正するものでございます。また、地方の実情を踏まえ、官民連携の必要性が増している点も追記してございます。

改定の主なポイントは以下にございますが、4点とその他としてございます。それぞれの内容につきましては、以下のページで御説明いたします。

2ページ、10年間で30兆円規模を目指すという事業規模目標につきましては、これまで3年間の実績等を踏まえまして見直す方向で検討しております。また、老朽化が進む生活関連インフラとして、火葬場、一般廃棄物処理施設を重点分野に追加するほか、国公立病院を追加することについても検討しております。既存の重点分野を含めまして、10年で具体化を狙う件数目標を10年ターゲット目標と呼称し、各分野の進捗状況に応じて見直すほか、目標値を見直さない場合でも実現に向けた取組を充実させることとしてございます。

3ページ、地域における案件形成の促進として主に3点挙げています。本タスクフォースを活用して民間事業者のアイデアを発掘し、それらを関係府省や関係施設の管理者等とつないで新たな案件形成を促す取組を今年度から始めたいと考えています。詳細については検討中でございますが、関係省庁の皆様の御協力をお願いしたいと思います。

このほか、地方の取組を広げていく上で重要なプレーヤーとなる中小事業者への情報提供の強化、あるいはPFI推進機構による伴走支援の強化を盛り込んでおります。

次に4ページ、今般のアクションプランでは分野横断型・広域型PPP/PFIの推進を強く打ち出す予定です。大きく3点あり、一つは広域型の地域プラットフォームの活用です。今年度中に全ての都道府県で地域プラットフォームを設立させることを目指していますが、その先の取組として都道府県を単位とした地域プラットフォームの形成に力を入れていくほか、広域型地域プラットフォームを活用した案件形成の取組を重点的に支援していく予定でございます。

また、地方でPFI事業が普及しますと、民間事業者のマンパワー不足という課題も生じて

まいります。そこで既存の施設SPCを広域で活用する方策について、手引きで示せるようにしたいと考えております。併せて当室で整備しております基礎データベースでの見える化に取り組みます。

最後に5ページ、物価高騰等の事業リスクへの対応になります。物価高騰への対応につきましては、既にガイドライン改正等に取り組んでいるところです。後ほど御説明しますが、法的位置付けのある基本方針を改正し、さらなる取組を促していく方針です。物価高騰のほかに、金利上昇といった不確実性が高まる中で、PFI推進機構が民間金融機関の補完的役割を積極的に果たせるよう、戦略的な支援を展開していくとともに、公的資金の運用機関としてポートフォリオ等の開示等を充実させる方針も記載します。

また、これまでアクションプランに記載のなかった分野についても関係省庁に新たに記載いただいたほか、PFI法の施行から25年以上が経ち、事業期間が終了する案件が増加していることから、事業評価を促すべく実施状況の把握・公表、必要なマニュアル改訂やフォーマットの作成等に取り組んでまいります。

以上になります。

○鈴木議長補佐 ありがとうございます。

続きまして、各重点分野の主な変更点、その他、新たに追記いただいた主な事項等につきまして、関係省庁より簡潔に御説明をお願いしたいと思っております。重点分野が複数ある省庁におきましては、主に変更した分野について御説明いただくことといたしまして、重点分野1件当たり1分ぐらいでお願いできたらと考えてございます。

説明は、初めに重点分野を多く含む国土交通省、文部科学省、経済産業省、防衛省、厚生労働省、環境省の順でお願いしたいと存じます。その後、新たに追記いただいた内容につきまして、金融庁、総務省、警察庁、外務省の順でお願いしたいと思います。重点分野につきましては資料4-2の33ページ以降に掲載されていますので、それぞれ必要に応じて御参照いただきたいと思います。

それでは、国土交通省からお願いいたします。

○国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課長 国交省の空港の関係でございます。まず、これまで行ってきました個々の空港ごとの民間委託手法において論点となってまいりました官民のリスク分担につきまして、外部有識者と契約の議論をできる場を今年度中に会議体を設置して検討を進めてまいりたいと思っております。空港は地元地域の経済活力にとって大きな影響を与える公共インフラでもございますので、実際には地元の意思決定について具体化・案件形成に時間を要している分野ではございますが、引き続き目標達成に向けて地域と連携して取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○国土交通省水管理・国土保全局上下水道企画課長 続きまして上下水道です。まず、上下水道につきましては10年ターゲット目標の100件を令和8年度中に前倒しして達成する、これを目指したいと考えております。

また、いわゆるウォーターPPPの令和9年度以降の要件化、これにつきましては、市町村ごとの委託による小規模案件の乱立等により事業の広域化が妨げられることがないように、要件の制度設計を行ってまいりたいと考えております。このことにつきまして、地方公共団体に周知して導入・検討の促進を図ってまいります。

以上の取組を前提としつつ、10年ターゲット目標の引き上げについては令和8年中、年内に結論を得たいと考えているところでございます。水道につきましては100件目標、まず、これを確実に達成していくことが重要でございます。官民のリスク分担、それから、分野横断型広域型のPPPに関する記載を充実したガイドラインを策定した上で周知を行い、地方公共団体の取組を加速してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○国土交通省道路局企画課長　続きまして道路分野でございます。道路につきましては交通ターミナルをはじめとします道路分野全体におきましてPPP/PFIの活用を進めているところでございます。10年ターゲット目標につきましては、現行の60件から上積みに向けて前向きに検討を進めさせていただいているところでございます。

交通ターミナル、いわゆるバスタにつきましては、各地におきまして具体的な取組を進めているところでございますし、また、本州と九州を結びます下関北九州道路につきましては、昨年12月に都市計画決定がなされたところでございます。本年3月に、社会資本整備審議会国土幹線道路部会の下に本州・九州連携小委員会を設置いたしまして、効率的な整備・運用に向けました課題について議論を始めたところでございます。この結果も踏まえまして、エリア単位でのPFIも視野に検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○国土交通省都市局公園緑地・景観課長　都市公園でございます。39～40ページにかけてでございます。都市公園につきましては、まず、直轄の国営公園でございますが、コンセッションの導入に向けたサウンディング等を含めた検討を進めてきておりまして、今年度中に2公園において公募及び契約締結を実施予定という状況でございます。それから、都市公園全体では目標値の上方修正を目指して、現在全国の自治体を対象にPark-PFIの調査を実施しているところでございます。

また、今後も公園管理者向けの会議等で官民連携を積極的に導入するよう、引き続き情報発信等を行う予定としております。

以上です。

○国土交通省観光庁参事官（MICE担当）　観光庁MICE担当です。続いて40ページになります。MICE施設におきましては、令和13年度までに30件の公共施設等運営事業等のPFI導入の具体化を目標としております。その目標達成に向けまして、地方公共団体に専門家を派遣し、公共施設等運営事業等のPFI事業等に向けた課題の調査を行うとともに、事業発案段階で分野横断型事業の働きかけなどの支援を行ってまいります。

また、MICE施設運営に関わる民間サウンディング等を容易にするため、サウンディングパートナー企業の情報拡充など、プラットフォームの充実を図るほか、地方公共団体に対

して導入可能性調査を行っております。

以上でございます。

○国土交通省住宅局住宅総合整備課長 40ページの下、公営住宅についてです。公営住宅のPPP/PFIの推進につきましては、入居者の居住の安定の確保を図ることが前提になりますけれども、民間住宅を買い取る形の従来型のPFI方式に加えまして、特に公的不動産を利活用して収益化を図るような取組を行っているところです。

10年ターゲット目標につきましては、40ページの下に書かれているとおり、100件ということになっております。こちらに記載された事業手法の3つのほかに、従来型のPFI方式を含めた目標となっておりますけれども、この100件のうち、令和7年度までに50件強が見込まれておりまして、取組が順調に進んでいると思っておりますけれども、引き続き公共団体と連携をしてPFIを進めていきたいと考えております。

以上です。

○国土交通省港湾局産業港湾課長 41ページの港湾施設でございます。現在のアクションプランでは重点分野をクルーズ関係の目標に限っておりましたが、令和4年に新たにみなと緑地PPPという制度を創設しました。ガイドラインを策定したこともあり、港湾管理者にもある程度浸透してきましたので、クルーズと港湾緑地の両方のにぎわいをつくっていくことで10年ターゲット目標の上積みを考えてございます。

以上です。

○鈴木議長補佐 ありがとうございます。

続きまして、文部科学省様からお願いいたします。

○文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長 文部科学省でございます。資料4-2の37ページに戻っていただければと思います。本日は重点分野それぞれの担当課長が出席しておりますけれども、施設企画課長のほうからまとめて説明いたします。

まず、文部科学省における重点分野は3つございまして、そのうちの1つ目が37ページに書いております⑤のスポーツ施設です。こちらは10年ターゲット目標を現行の40件から10件積み増しして50件として、それから、1ポツ目に書かれてはいますが、スタジアム・アリーナにおけるコンセッション事業活用ガイドライン及びスタジアム・アリーナ改革ガイドブックを周知するとともに最新情報を収集しつつ、公共施設等運営事業等の活用を推進してまいります。

続きまして38ページ、⑥の文化・社会教育施設ですけれども、こちらにつきましては公共施設等運営事業等の活用に向けた取組を強化いたします。2ポツ目に書かれてはいますが、整備等における公共施設等運営事業を含むPPP/PFI手法の導入を促進するため、導入可能性調査等の検討経費への支援や専門家による伴走支援を行います。

続きまして39ページ、⑦の大学施設につきましてですが、まず、10年ターゲット目標を現行の40件から5件積み増しして45件とします。

それから、1ポツ目に書かれてはいますが、収益を伴う施設の整備事業について、公

共施設等運営事業等のさらなる推進・発展のため、アドバイザーによる支援や施設整備に対する一部補助、実効性あるPPP/PFI事業の構築に向けた分析・発信等により、大学の取組を支援してまいります。

また、2ポツ目ですけれども、施設整備補助の交付に際し、PFIの実施を要件化した一定規模を超える新築・改築事業の円滑な実施や、着実な事業開始に向けて大学に対する伴走支援を行うなど、取組を着実に進めてまいります。

文科省からは以上になります。

○鈴木議長補佐 ありがとうございます。

続きまして、経済産業省様からお願いいたします。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課電力供給室長 経産省資源エネルギー庁でございます。42ページの⑩公営水力発電ということでございまして、これまで全ての都道府県に対してPPPとかPFIの活用について促進を促してきたということでございます。今後、特に着目していますのは、新たに中小水力の新設をするような案件、特に市町村などで専門的な知見が限られているような主体が行うような案件における活用ということに特に注目して取り組んでいきたいと思っております。こうした取組を促すための補助金も準備しておりますし、これを活用いただくための優良事例の横展開ですとか、あるいは相談窓口を設置して、さらなる取組に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○経済産業省経済産業政策局地域産業基盤整備課工業用水道計画官 続きまして、工業用水道の変更点について説明します。工業用水道についてですが、42ページの対象となる事業手法のところでは水の官民連携等としていたところ、等のところをもう少し具体的に、複数年度で複数業務の委託を行う官民連携手法と変更しています。このような形で工業用水道事業者にも柔軟に取り組んでいただいて、引き続きPPP/PFIの推進を進めていきたいと思っております。

○鈴木議長補佐 ありがとうございます。

続きまして、防衛省様からお願いいたします。

○防衛省整備計画局施設計画課施設政策室施設政策班長 防衛省でございます。43ページの自衛隊施設について御説明いたします。自衛隊施設について特殊性からなかなかPFIの導入が進んでいないという現状がございしますが、10年ターゲットの目標が50件ということで、令和7年度、昨年度末時点で武山駐屯地であるとか下総航空基地等、14の駐屯地・基地等においてPFIの導入可能性調査を進めているところでございます。今年度もその強化ということで、10程度の駐屯地・基地等で導入可能性調査等を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○鈴木議長補佐 ありがとうございます。

続きまして、厚生労働省様、お願いいたします。

○厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長 厚生労働省生活衛生課でございます。44ページの⑮の火葬場を御覧いただければと思います。今回重点分野に追加されたものとなります。今までも火葬場につきましては、死亡者数の増によりまして火葬需要が増加する地域がある一方で、人口減少によって火葬需要が減少に転じる地域と両方ある中で、公営火葬場の更新・集約建替えにつきましては、これまで自治体に対しましてセミナーなどを行いまして、PFIの先進事例の横展開を実施しているところでございます。引き続きこうしたセミナーの実施と併せまして、火葬場の整備・運営に関する資料集作成も行いまして、PFIの利点、それから、事業化における留意点、そうしたものの周知を行ってまいりたいと考えてございます。ターゲット目標については現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○鈴木議長補佐 ありがとうございます。

最後に環境省様からお願いいたします。

○環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長 環境省でございます。同じく資料44～45ページ、廃棄物処理施設でございます。こちらにつきましては特に一般廃棄物処理施設の老朽化が進んできている状況でもございます。

45ページでございますが、従来も民間ノウハウの活用したPFIであるとか、分野横断型・広域型のPPP/PFIを進めてきてございますが、それに加えて、公共施設等の運営事業や公有地を利用した民設民営施設、民間の廃棄物処理施設の処理能力の余力を活用した事業、こういったところを新たなPPPとして私どもがカウントすることで御支援させていただきたいと考えてございます。そうした新たなPPP事業の先行事例の調査であるとか、廃棄物処理施設の広域化・集約化の課題把握や論点整理を行いながら、市町村の検討のサポートを行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○鈴木議長補佐 ありがとうございます。

続きまして、今回新たにこのアクションプランに追記いただきました内容につきまして御説明をお願いいたします。これまでと同様に、説明の初めに掲載されているページ番号を御紹介いただければと思っております。

それでは、金融庁様からお願いいたします。

○金融庁総合政策局総合政策課長 金融庁でございます。資料の10ページの最下段の③を御覧いただければと思います。金融庁におきましては、地域の金融機関が地域経済の発展に一層貢献できるように、関連する諸施策を取りまとめた地域金融力強化プランを昨年末に策定いたしました。そのプランにおきましては、地域の金融機関が官民連携のまちづくりにおいて幅広い地域の顧客ネットワークを活用し、中核的な役割を担うことが重要であるという考えを示しております。

金融庁としては、こうした考え方の下、内閣府さん、国土交通省さんが進めておられるPPP/PFIの地域プラットフォームへの地域金融機関の参画を促していき、PPP/PFIのさらな

る推進に貢献してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木議長補佐 ありがとうございます。

続きまして、総務省様からお願いいたします。

○総務省地域力創造グループ地域振興室地域支援専門官 総務省になります。資料19ページ上段の⑦になります。公共サービス改革法に基づく市場化テスト、官民競争入札を活用しまして、公共サービスを官民が対等に入札を競うことにより、サービスの質の維持向上、経費の削減を図るものになります。官民連携を促進するPPPの手法としまして令和8年度以降も実施するものとし、内閣府さんと調整させていただきまして、今回新たに追加させていただくものになりました。

以上になります。

○鈴木議長補佐 ありがとうございます。

続きまして、警察庁様、お願いいたします。

○警察庁長官官房会計課長 警察庁です。資料20ページの⑩となります。警察庁では、これまで大阪府警察等の警察学校をはじめ、PFI事業の実績がございます。今後も新人警察官の教育訓練の改善をしっかりと加速してまいりまして、人材の確保に資する学校の建替えを進める際などにPFIの導入の検討をさらに進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○鈴木議長補佐 ありがとうございます。

最後に、外務省様からお願いいたします。

○外務省大臣官房在外公館課宮繕室主査 外務省でございます。20ページの⑪で在外公館に関する記述を新たに追加いたしました。具体的には老朽化により大規模修繕が必要な施設の更新等に際し、現地の法制度の基礎調査や想定される事業パターンを整理する等のPFI導入可能性調査・検討を行うとともに、国内外の事業に関心のある民間事業者との対話を促進してまいります。在外公館は国ごとに法制度が異なること、為替や国際情勢の影響を受けやすいといった特殊性がございますが、まずは基礎的な調査から着実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木議長補佐 ありがとうございます。

それでは、最後の説明事項といたしまして、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針の改定案につきまして、内閣府民間資金等活用事業推進室より御報告をお願いいたします。

○内閣府民間資金等活用事業推進室参事官 資料5を御覧いただければと思います。御説明します基本方針はPFI法に基づき政府が策定して閣議決定するもので、概要であるとか、改正のこれまでの経緯につきましては、資料の5～6ページでございますので必要に応じて御確認いただければと思います。

平成30年10月の改正以来、8年近くこの見直しを行っておりませんでした。今般、本タスクフォースで検討することとした課題への対応を含めまして改正案を作成してごさいます。案文につきましては別表を除いて事前に関係省庁に協議しており、近日中にパブリックコメントに付す予定になっております。今後、有識者から成る委員会や全閣僚で構成されるPFI推進会議を経て決定する予定でございします。

内容につきましては資料の1ページ、前回のタスクフォースにて大手の民間企業のみならず、地元企業の参画意欲が高まる魅力ある事業に仕上げていくことで、先進的な技術・知見を有する大手企業によるサービス向上や、地域企業の成長や人材育成につなげることができるのではないかとといった議論がございました。

これに関連しまして、PFI事業の効果の一つとして先進的技術・知見を有する企業のノウハウを活用したイノベーションの創出や地域活性化、ノウハウを協働する地元企業に伝承することを通じた地元企業の人材育成や技術力の向上といった効果がある旨を今回追記いたします。参考となる事例や、2ページの地方の案件では、地域企業とそれ以外の企業が連携した案件が多くあることを示してございします。

資料の3ページ、こちらにも有識者のヒアリングの中で課題として指摘のあった事項に関するものでございします。別表において公共施設等運営権の設定可否を示してはいますが、設定可となっているものの中にも個別事業レベルでは設定できないものがあるとの指摘や、案件の実績がないものも多いとの指摘がございました。改めて当室で別表に記載のある施設を見直しましたところ、別表に記載すべき施設が十分でないということも判明しましたので、関係省庁と相談し、真ん中にあります今回追加する予定の施設にあります施設を追加する方向で検討を調整してございします。産業廃棄物処理施設につきましては現在なじまないと整理されておりますけれども、位置付けを変更する予定にしております。

また、最後の設定条件を追加する予定の施設については、具体的にどのような条件とするか、関係省庁と相談を行っているところでございしますので、引き続き御協力をお願いしたいと思います。

最後に4ページ、昨年末にタスクフォースにおける検討事項としてお示したテーマに関連する内容になります。物価変動等への対応につきましては、これまでガイドライン等でお示ししている内容を盛り込むこと、それから、性能発注を基本としますPFI事業において手戻りなく事業者選定を行うため、競争性のある随意契約では参考となる事業規模の水準を早い時期に公表することが考えられること、それから、近年の他法令の改正と平仄を取って、著しく短い工期等としないことや適正な労務費であることの報告を求めることができること等を盛り込みます。

また、分野横断型・広域型PFIの推進として財政の効率化だけでなく、行政の効率化の視点を明らかにすることや、PFIの選定に必要なサービス水準向上には公共サービスの安定的・持続的確保も含まれること等を盛り込みます。

その他として、この間、政府として取り組んできました施策の取組方針を明示すること

や、スモールコンセッション等の推進の観点から、一定の場合にはVFMの計算が不要になること等を示す予定でございます。

以上になります。

○鈴木議長補佐 ありがとうございます。

それでは、説明は以上となります。

各省庁の御説明等を踏まえまして御意見・御質問等はございますでしょうか。

中山次長、お願いします。

○財務省主計局次長 まず、資料について確認させていただきたいのですが、厚生労働省経営支援課の10ページ、新しく分野に追加する病院PFIについて各所管から御説明を伺って、資料を拝見すると、国立大学病院、国立大学独法の附属病院については、非コア業務についての検討、公立病院についてもそうだと思います。自衛隊病院についても検討であると認識していますが、この10ページだけを見ると、厚労省所管の独法の病院は宿舍、駐車場、太陽光発電施設しか検討しないと読めるのですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○厚生労働省医政局医療経営支援課長 厚生労働省医療経営支援課でございます。実際、病院建物へのPFIの活用も検討したのですが、資金調達も割安な財投を活用できるということがあるため、自前で可能というような形で病院のための運営委託はなじまない。それから、維持管理は高コストとなるような可能性があるため、全面的なPFIは採用しないという形で、設計・建設を一括発注するPPPの一種であるデザインビルド方式を今後検討していくような状況でございます。

○財務省主計局次長 財投が問題だということであれば、理財局と調整いたします。基本はイコールフットィングの原則を敷いていますので、財投が理由でできないということであれば問題だと思いますので、その在り方については理財局に強く要請したいと思います。

○厚生労働省医政局医療経営支援課長 財投が問題ということではなくて、財投を活用することによって資金調達が格安と考えている。

○財務省主計局次長 格安だからですね。財投の問題なので、理財局に強く検討を要請したいと思います。その意味で言いますと、PFI方式というのは、今、公共調達の手法の一つ追加、多様化していく。その中で、民間のノウハウを生かしながら効率的に運営していく可能性を模索していく。それが証明されない限り、そちらは選択しないという、ある意味でハードルをかけた上で多様化を図っていますので、その検討を除外するのは止めていただきたいと思います。

厚労省について申し上げますと、上水道事業を国交省に移管して、ここ数年で大きく調達の在り方が変わっております。これは厚労省全体として、公共調達制度担当として申し上げますが、厚労省の調達能力の問題がかなり顕在化しているのではないかと思います。その点は組織として御検討をいただきたい。

その上で、今回病院PFIを入れているのも、今、社会保障改革をしっかりとやってこう、効率的に進めていこうということと、その中で、官民連携での成長戦略、質の向上を図って

いく、質を下げずに社会保障改革を進めていく、そして、地域医療構想にも資すると、こういった課題をクリアできると思っていますので、そういった面での参画をお願いしたいと思います。

先ほどの財投で言うと、結局比較した上で優位ではないと選択しないので、それがあから、そもそも入り口からやらないということはないと思いますので、財投は財投でやり方の見直しを検討しますが、PFIを視野に入れた対応、実績の積み上げをお願いしたいと思います。

また、独法改革の観点からもかなり問題だと思っていますので、総務省行政管理局のほうには通知したいと思っています。

あと、全般的な話ですけれども、今回、成長戦略の中でかなり重要な位置をPFIが占めていると思っています。今後、骨太方針に反映して、骨太方針自体が与党プロセスを踏んでいくことになります。ただ、調整の期間はかなり限られてきている状況でもありますので、与党プロセスが円滑に進むように本PFIのプラン等につきましても、十分な与党プロセスを踏むように、これはPFI室をお願いしたいと思います。

以上です。

○鈴木議長補佐 ほかに追加・補足すべきこと等はございますでしょうか。

文部科学省様や総務省様、よろしいですか。

それでは、ほかに特に御意見・御質問等がなければ、両補佐官から最後にお答えいただきたいと存じます。

それでは、遠藤補佐官、よろしく申し上げます。

○遠藤議長 皆さん、お疲れさまでございます。本日はありがとうございます。

中山次長からもございましたように、より積極果敢に取り組んでいただきたいということを重ねてお願いを申し上げます。

本日は、厚生労働省の火葬場、新たに環境省の一般廃棄物処理施設など、新たな重点分野を追加いただきまして、さらなるPPP/PFIの推進に取り組まれることで、私からも感謝を申し上げたいと思います。金融庁や警察庁、外務省など、新たな記載を盛り込まれた省庁におかれましても御協力を賜りました。ありがとうございます。

国公立病院を重点分野に追加することについても、本日、関係省庁から御報告いただきましたが、前向きに御検討いただくようお願いを申し上げます。

内閣府においては複数の省庁が関係することから、大変御尽力いただいております宇野補佐官の御指導の下、しっかりと調整いただきますよう、よろしくをお願いを申し上げます。

そして、既存の重点分野においては目標の上積みを検討いただいている分野もございませけれども、次回のタスクフォースで具体的な数字を示していただきますよう、お願いを申し上げます。目標の上積みが十分でない分野も見受けられますけれども、その場合においても目標達成に向けた施策の充実について、引き続き具体的な検討を重ねてお願い申し上げます。

○宇野共同議長 共同議長をしております補佐官の宇野でございます。先ほど主計局次長からもお話がありましたけれども、今回の成長戦略の肝は民間投資をいかに引き出すかというところにあります。そういう意味でPPP/PFIは非常に重要な手法だと思っております。

それから、特に地方公共団体に目を向けますと、人手が足りない中でいろいろな財政需要が生まれているという中で、どう効率的にこれを回していくかというのは、例えば先ほどの病院の話もそうですけれども、建替えは必要であるにもかかわらずできないというような状況に陥っていますので、そのときのオプションとして、まずはPPP/PFIを検討することは重要ではないかと思えます。アクションプランに載ることは、オプションとしてまず考えようということをするものですので、まずは、皆さんに検討していただくという道を開いていただきたいと思います。

今回、厚労省さん、環境省さんの重点分野のほうに追加をいただきまして本当にありがとうございます。感謝を申し上げたいと思えます。

今回の会合ではアクションプラン改定に向けた議論が一つの節目を迎えることになりますけれども、これまでも申し上げてきましたとおり、先ほど申し上げたようにインフラ老朽化の進展や、地方公共団体の財政制約等を踏まえれば、PPP/PFIのさらなる普及・拡大は不可欠であり、一層の取組が求められているところでございます。

先ほど主計局次長から話がありました国公立病院の扱いが、まだ宿題として残っております。そのほかにも積み上げの目標値をどうするかとか、幾つか残された課題がありますが、これについては私のほうが中心となって引き続き交通整理を行っていきますので、関係省庁におかれましては最後まで御協力いただいて、また、各省庁から御説明いただいた目標の達成に向けた施策については具体化や実現に向け、引き続き検討をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○鈴木議長補佐 ありがとうございます。

それでは、本日は以上で閉会させていただきます。

本日議論させていただきましたアクションプランの改定案につきましては、次回会合での議論と今後PFI推進委員会等での審議を踏まえまして、6月上旬に開催予定のPFI推進会議にて決定する予定としてございます。

なお、本日の会議資料につきましてはアクションプラン改定の決定後に公表する予定としております。公表までの間は内部限りでの扱いとさせていただきますので、皆様方におかれましても御配慮いただければと思っております。

次回の会合につきましては5月下旬頃を予定してございます。詳細につきましては別途関係府省に御連絡を申し上げますので、よろしく願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。